

令和5年度 第3回宮崎市福祉有償運送運営協議会議事録

(令和6年2月15日開催)

発言者	発言内容
事務局	<p>《1 開会》</p> <p>【会の成立】 本日は委員8名の出席。 設置要綱第5条第5項の規定で、協議会は、半数以上が出席しなければ開会することができないことになっている。ついては、本会議が成立していることを報告する。</p>
会長	<p>《2 議事》</p> <p>本日は報告案件が2件、協議案件が3件となっている。 事務局より説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>【報告（1）車両の減車について】</p> <p>今回は3事業所から合わせて7台の報告があがっている。 減車の理由としては、いずれも運転者の退職によるものである。</p>
事務局	<p>【報告（2）車両の入替について】</p> <p>3事業所から6台報告があがっている。車両については、保険内容や車検証の期限など、必要な要件を満たしていることを事務局にて確認を行っている。なお、にこにこ介護サービスの車両については、届出日の関係上、協議会開催時点で保険期限が切れている状態だが、既に更新済であることを事業所へ確認をとっている。</p>
会長	<p>以上で報告案件を終了する。 次に協議案件に入る。</p>

事務局	<p>【協議（１）車両の増車について】</p> <p>今回は、にこにこ介護サービスから１台の申請が上がっている。</p> <p>今回申請のあった車両は、１２月に書面決議で対応した「にこにこ介護サービスの福祉有償運送登録事業所の更新」において、運転者要件を満たさなかった方の車両になる。運転者は、にこにこ介護サービスの福祉有償運送登録事業所の更新届出があった、令和５年１１月時点では免許停止の解除のみにとどまっていたため、福祉有償運送ガイドブックに定める運転者要件を満たしていなかったが、令和５年１２月１６日に独立行政法人自動車事故対策機構宮崎支所において、適性診断を受診したことで運転者要件を満たす状況となった。なお、保険内容や車検証の期限などについても要件を満たしていることを申し添える。</p>
A 委員	<p>【協議（１）車両の増車についての質疑】</p> <p>令和５年８月３０日に免許停止となっているが、違反点数の累積によるものなのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、令和４年１１月１０日に軽傷事故を伴う指定場所一時不停止で５点、令和５年８月１日に指定場所一時不停止で２点減点されていたところ、令和５年８月３０日に他車からの接触事故が原因で持ち点が足りなくなり、免許停止となっている。</p>
B 委員	<p>前回書面決議で対応した「にこにこ介護サービスの福祉有償運送登録事業所の更新」に関する資料の特記事項に記載されていた方の増車ということで間違いがないか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおりで間違いはない。</p> <p>なお、書面決議の特記事項に記載した理由としては、運転者要件を満たさない状態であることを九州運輸局宮崎運輸支局へ確認したためである。</p>
B 委員	<p>運転者要件を満たしているのであれば、増車の申請を拒む理由がない状況ではあるものの、私用での違反、軽微な違反であっても、違反歴があることが懸念点であることは変わらないと思われる。その点は事務局としてどのように考えているか。</p>
C 委員	<p>免許停止歴がある方が運転者になるのは利用者も心配になると思われる。にこにこ介護サービスに限らず、他事業所において違反歴が見受けられるため、自主的な研修なども必要ではないか。</p>

事務局	<p>運転者が免許停止になったことについては、にこにこ介護サービスも重く受け止めており、事業所内でヘルパー向けに研修を行ったと伺っている。</p> <p>また、3月13日に事務局主催で独立行政法人自動車事故対策機構を講師に招き、福祉有償運送実務者向けの安全運転等に関する研修を実施する予定としている。</p>
D 委員	<p>タクシー業界も運転者の高齢化が進んでいる。しかし、安全運転に関しては、年齢だけでなく健康面も影響しているのではないかという点にも注視して、安全な運行が実施されるよう心がけている。福祉有償運送においても運転者の健康面に注視するとよいのではないか。</p>
会長	<p>協議（1）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>本件については承認とする。</p>
事務局	<p>【協議（2）セダン利用の対象者認定について】</p> <p>宮崎市視覚障害者福祉会より6名申請が出ている。いずれも視覚障がい1級または2級の手帳を所持しており、同行援護サービスを受給している。加えて、セダン車への移乗動作や座位の保持に問題がないことを事業所へ確認しているため、セダン利用で問題ないと思われる。</p> <p>また、国富町在住の方については、市外在住ではあるものの、利用目的が宮崎市への通院等とのことであり、「宮崎市福祉有償運送運営協議会 指針 3 運送の対象（2）運送の形態等」に定める、「福祉有償運送の発地または着地のいずれかが宮崎市内にあること」に合致していることを申し添える。</p>
会長	<p>協議（1）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>本件については承認とする。</p>

<p>事務局</p>	<p>【協議（３）運送対象者の認定について】</p> <p>今回は３事業所から合わせて３名の申請が出ている。</p> <p>一会からは１名の申請が出ている。対象者は呼吸器機能障がいにより在宅酸素療法による治療を行っており、外出の際も、酸素ポンベを持ち歩く必要がある方であるが、皮膚筋炎という難病や間質性肺炎を患っている影響から両上下肢に衰えがあり、介助なしでは酸素ポンベを持ち歩いた外出が困難な状態であることから、単独での公共交通機関の利用は難しいと判断している。</p> <p>宮崎市視覚障害者福祉会からは１名の申請が出ている。対象者は視覚障がいにより足元が見えづらく、体のバランスをうまくとることができず、ふらつきたり、転倒することが多いだけでなく、視覚障がいや精神障がいにより金銭のやりとりを自分自身で対応できないことから、単独での公共交通機関の利用は難しいと判断している。</p> <p>巴会からは１名の申請が出ている。対象者は統合失調症により、精神状態が不安定であり、環境の変化に敏感で、不安感が強くなると、人との応対が困難になることから、単独での公共交通機関の利用は難しいと判断している。</p> <p>以上３名について、「宮崎市福祉有償運送運営協議会協議指針 ３ 運送の対象（１）福祉有償運送の対象者 才」に基づき、福祉有償運送の必要性を認め、事務局で仮登録を行っている。</p>
<p>E 委員</p>	<p>【協議（３）対象者認定についての質疑】</p> <p>資料に同行援護など障がいサービスの支給量が記載されているが、個人差があるのはなにか制限があるのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>障がいサービスの支給量については、対象者の障がい状況や生活状況から必要なサービス内容などを相談支援員等が計画し、作成したケアプランを障がい福祉課の認定サービス係へ提出することで支給量が決定されている。なお、福祉有償運送においては、障がいサービスの支給量は影響がないことを申し添える。</p>
<p>会長</p>	<p>協議（３）について承認する方は挙手をお願いしたい。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>本件については承認とする。</p>

	<p>《3 その他》</p>
事務局	<p>最後となるが、委員よりなにかあるか。</p>
B 委員	<p>福祉有償運送実務者向け研修を実施するとのことだが、交通違反歴のある方の積極的な参加を促すことは可能か。</p>
事務局	<p>事務局としては研修会を案内するにあたって、積極的な参加を呼びかけることは可能である。</p>
F 委員	<p>研修会については、例年九州運輸局宮崎運輸支局を会場として開催していた記憶があるが、今回はどのようになるのか。</p>
事務局	<p>今回の研修会については、業務の関係で会場に来れない方もいらっしゃることを想定し、会場での参加とオンラインでの参加両方とも対応できるようハイブリット型での開催の予定としている。</p>
D 委員	<p>福祉有償運送主体の範囲拡充の動きがあるのか確認したい。</p>
事務局	<p>法改正等により規定されている NPO 法人等に限らず、主体になり得ることを確認している。例で言えば、まちづくり推進協議会なども想定される。</p>
D 委員	<p>公共交通機関という立場において、タクシー業界が地域の交通網のフォロー対応できていないところもあり、申し訳ない気持ちもある。しかし、安全面から考えるに、1種免許の方が地域の交通網を担う場面が増える可能性があることが懸念としてある。2種免許の方のほうが安全な運転をするというわけではなく、地域の交通網の担い手が増えるという点では、福祉有償運送主体が増えることは歓迎すべきだが、福祉有償運送主体の取り扱いについては慎重になったほうがよいと思う。</p>
A 委員	<p>まちづくり推進協議会は法人格がない。また、市が運行している乗合タクシーについては、協議会を作り、民間のタクシー会社に委託をするという形をとっている。それらを考えるに、まちづくり推進協議会が福祉有償運送を担うというのは難しいのではないかとと思われる。</p> <p>地域の交通網については、福祉有償運送で補うことに限定せず、関係する部門や機関等とも協議などを進めながら対応していくことが今後望ましい。</p>

事務局	今後もいただいた意見などを踏まえながら、協議会でも福祉有償運送のあり方などを協議させていただければと思う。
B 委員	研修会については、参加しただけで終わらないようなものにしてほしい。研修会に参加したことで、運転者の意識付けがなされるような有意義なものにしてほしい。
事務局	安全な運行という点では運転者の意識付けが重要であると事務局としても認識している。今回の研修会でどこまで対応ができるかは未知数だが、講師とも打ち合わせをしながら、対応をしていきたいと思う。
事務局	《 4 閉会》 以上で令和5年度 第3回宮崎市福祉有償運送運営協議会を終了する。